

令和4年9月

郡山市議会定例会議案

目 次

議案第 99号	令和4年度郡山市一般会計補正予算（第7号）	4
議案第100号	令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	45
議案第101号	令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	53
議案第102号	令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	61
議案第103号	令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）	69
議案第104号	令和4年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）	77
議案第105号	令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	85
議案第106号	令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）	93
議案第107号	令和4年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	101
議案第108号	令和4年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第1号）	109
議案第109号	令和4年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第1号）	117
議案第110号	令和4年度郡山市片平財産区特別会計補正予算（第1号）	125
議案第111号	令和4年度郡山市月形財産区特別会計補正予算（第1号）	133
議案第112号	令和4年度郡山市舟津財産区特別会計補正予算（第1号）	141
議案第113号	令和4年度郡山市舘財産区特別会計補正予算（第1号）	149
議案第114号	令和4年度郡山市浜路財産区特別会計補正予算（第1号）	157
議案第115号	令和4年度郡山市横沢財産区特別会計補正予算（第1号）	165
議案第116号	令和4年度郡山市中野財産区特別会計補正予算（第1号）	173
議案第117号	令和4年度郡山市後田財産区特別会計補正予算（第1号）	181
議案第118号	令和4年度郡山市水道事業会計補正予算（第1号）	189
議案第119号	令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算（第2号）	198
議案第120号	郡山市部設置条例の一部を改正する条例	207
議案第121号	郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	210
議案第122号	郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	216
議案第123号	郡山市手数料条例の一部を改正する条例	217

議案第124号	郡山市保育所条例の一部を改正する条例	254
議案第125号	郡山市麓山地区駐車場条例	255
議案第126号	郡山市体育施設条例の一部を改正する条例	259
議案第127号	専決処分の承認を求めることについて	262
報告第 19号	専決処分事項の報告について	265

令和4年度郡山市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度郡山市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,765,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,435,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 地方特例交付金		242,979	126,000	368,979
	1 地方特例交付金	242,979	126,000	368,979
13 地方交付税		10,045,000	752,832	10,797,832
	1 地方交付税	10,045,000	752,832	10,797,832
16 使用料及び手数料		2,427,821	4,717	2,432,538
	1 使用料	1,500,851	4,717	1,505,568
17 国庫支出金		26,016,385	1,831,663	27,848,048
	1 国庫負担金	17,120,866	599,614	17,720,480
	2 国庫補助金	8,804,960	1,231,425	10,036,385
	3 委託金	90,559	624	91,183
18 県支出金		10,818,291	6,456	10,824,747
	1 県負担金	5,780,672	1,433	5,782,105
	2 県補助金	4,249,344	5,023	4,254,367
19 財産収入		179,261	780	180,041
	2 財産売払収入	109,015	780	109,795
20 寄附金		210,305	6,670	216,975
	1 寄附金	210,305	6,670	216,975
21 繰入金		5,998,289	13,646	6,011,935
	1 特別会計繰入金	65,128	13,646	78,774
22 繰越金		1,600,000	5,370,458	6,970,458
	1 繰越金	1,600,000	5,370,458	6,970,458
23 諸収入		5,306,809	37,374	5,344,183
	5 雑入	846,493	37,374	883,867
24 市債		14,312,500	△385,300	13,927,200
	1 市債	14,312,500	△385,300	13,927,200

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	138,670,490	7,765,296	146,435,786

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		11,809,101	4,633,200	16,442,301
	1 総務管理費	8,214,624	4,607,432	12,822,056
	3 戸籍住民基本台帳費	940,190	25,027	965,217
	5 統計調査費	46,791	741	47,532
3 民生費		49,427,903	597,798	50,025,701
	1 社会福祉費	3,710,946	396,564	4,107,510
	2 心身障害者福祉費	6,995,913	35,363	7,031,276
	3 老人福祉費	9,658,921	5,097	9,664,018
	4 児童福祉費	22,516,282	159,623	22,675,905
	5 生活保護費	5,920,409	1,151	5,921,560
4 衛生費		21,126,312	812,501	21,938,813
	1 保健衛生費	10,577,929	791,100	11,369,029
	2 清掃費	10,348,273	21,401	10,369,674
5 労働費		124,262	7,902	132,164
	1 労働諸費	124,262	7,902	132,164
6 農林水産業費		4,371,958	35,392	4,407,350
	1 農業費	4,031,283	35,392	4,066,675
7 商工費		6,249,100	181,950	6,431,050
	1 商工費	6,249,100	181,950	6,431,050
8 土木費		16,730,886	459,792	17,190,678
	2 道路橋りょう費	4,792,977	422,790	5,215,767
	4 都市計画費	9,696,394	37,002	9,733,396
10 教育費		14,010,728	1,010,871	15,021,599
	2 小中学校費	7,425,268	226,325	7,651,593
	3 社会教育費	4,902,820	35,016	4,937,836

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 保健体育費	1,133,603	749,530	1,883,133
11 災害復旧費		1,515,348	25,000	1,540,348
	2 公共土木施設災害復旧費	60,539	25,000	85,539
14 予備費		495,429	890	496,319
	1 予備費	495,429	890	496,319
歳	出	合計		
		138,670,490	7,765,296	146,435,786

一般会計

第 2 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎電話機器等更新事業 (令和4年度分)	令和4年度から 令和10年度まで	千円 419,505
税総合システム業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和7年度まで	240,537
放課後児童クラブ施設賃借料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和9年度まで	58,740
第30回郡山シティーマラソン大会負担金	令和4年度から 令和5年度まで	6,500

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
湖南スポーツ広場LED照明機器賃借料	令和4年度から 令和14年度まで	17,617千円	令和4年度から 令和15年度まで	18,880千円

第 3 表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	千円 1,042,100		%		千円 1,042,800		%	
道路整備事業	1,303,800				1,373,800			
学校教育施設等整備事業	817,900				827,200			
公共土木施設災害復旧事業	32,000				57,000			
臨時財政対策	3,189,000				2,698,700			
合 計	14,312,500				13,927,200			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	50,442,636	0	50,442,636
2 地方譲与税	1,219,056	0	1,219,056
3 利子割交付金	28,018	0	28,018
4 配当割交付金	174,726	0	174,726
5 株式等譲渡所得割交付金	74,615	0	74,615
6 法人事業税交付金	963,891	0	963,891
7 地方消費税交付金	7,999,938	0	7,999,938
8 ゴルフ場利用税交付金	17,880	0	17,880
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	105,108	0	105,108
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	0	2,944
12 地方特例交付金	242,979	126,000	368,979
13 地方交付税	10,045,000	752,832	10,797,832
14 交通安全対策特別交付金	55,047	0	55,047
15 分担金及び負担金	428,990	0	428,990
16 使用料及び手数料	2,427,821	4,717	2,432,538
17 国庫支出金	26,016,385	1,831,663	27,848,048
18 県支出金	10,818,291	6,456	10,824,747
19 財産収入	179,261	780	180,041
20 寄附金	210,305	6,670	216,975
21 繰入金	5,998,289	13,646	6,011,935
22 繰越金	1,600,000	5,370,458	6,970,458
23 諸収入	5,306,809	37,374	5,344,183
24 市債	14,312,500	△385,300	13,927,200
歳入合計	138,670,490	7,765,296	146,435,786

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	664,199	0	664,199				
2 総務費	11,809,101	4,633,200	16,442,301	21,400		12,926	4,598,874
3 民生費	49,427,903	597,798	50,025,701	283,563		8,865	305,370
4 衛生費	21,126,312	812,501	21,938,813	812,022		785	△306
5 労働費	124,262	7,902	132,164	8,471			△569
6 農林水産業費	4,371,958	35,392	4,407,350	26,310	700		8,382
7 商工費	6,249,100	181,950	6,431,050	181,950			
8 土木費	16,730,886	459,792	17,190,678	47,734	70,000	4,717	337,341
9 消防費	3,829,336	0	3,829,336				
10 教育費	14,010,728	1,010,871	15,021,599	456,222	9,300	2,122	543,227
11 災害復旧費	1,515,348	25,000	1,540,348		25,000		
12 公債費	8,315,927	0	8,315,927				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	495,429	890	496,319				890
歳出合計	138,670,490	7,765,296	146,435,786	1,837,672	105,000	29,415	5,793,209

2 歳入

(款) 12 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	242,979	126,000	368,979	1 地方特例交付金	126,000	個人住民税減収補てん特例交付金 126,000
計	242,979	126,000	368,979			

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	10,045,000	752,832	10,797,832	1 地方交付税	752,832	普通交付税 752,832
計	10,045,000	752,832	10,797,832			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木使用料	942,373	4,717	947,090	3 都市計画使用料	4,717	麓山地区駐車場使用料 4,717
計	1,500,851	4,717	1,505,568			

12款 地方特例交付金

13款 地方交付税

16款 使用料及び手数料

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,159,014	3,315	15,162,329	2 心身障害者 福祉費国庫 負担金	447	特別障害者手当等給付費国庫負担金 447
				3 老人福祉費 国庫負担金	2,868	低所得者介護保険料軽減国庫負担金 2,868
2 衛生費国庫負担金	1,785,533	596,299	2,381,832	1 保健衛生費 国庫負担金	596,299	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫 負担金 596,299
計	17,120,866	599,614	17,720,480			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	284,432	21,400	305,832	2 戸籍住民基 本台帳費国 庫補助金	21,400	個人番号カード交付事務費国庫補助金 21,400
2 民生費国庫補助金	2,071,363	275,611	2,346,974	1 社会福祉費 国庫補助金	150,000	地方創生臨時交付金 150,000
				2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	29,475	地域生活支援事業費等国庫補助金 4,804 地方創生臨時交付金 24,671

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金				4 児童福祉費 国庫補助金	95,848	子ども・子育て支援交付金 地方創生臨時交付金 654 95,194
				5 生活保護費 国庫補助金	288	地方創生臨時交付金 288
3 衛生費国庫補助金	3,229,531	215,237	3,444,768	1 保健衛生費 国庫補助金	193,836	地方創生臨時交付金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事 業費国庫補助金 83,936 109,900
				2 清掃費国庫 補助金	21,401	地方創生臨時交付金 21,401
4 労働費国庫補助金	7,000	8,471	15,471	1 労働諸費国 庫補助金	8,471	地方創生臨時交付金 8,471
5 農林水産業費国庫 補助金	45,415	24,800	70,215	1 農業費国庫 補助金	24,800	地方創生臨時交付金 24,800
6 商工費国庫補助金	241,849	181,950	423,799	1 商工費国庫 補助金	181,950	地方創生臨時交付金 181,950
7 土木費国庫補助金	1,837,021	47,734	1,884,755	2 道路橋りよ う費国庫補 助金	25,734	道路更新防災等対策事業費国庫補助金 25,734
				4 都市計画費 国庫補助金	22,000	地方創生臨時交付金 22,000
9 教育費国庫補助金	1,078,107	456,222	1,534,329	2 小中学校費 国庫補助金	389,336	地方創生臨時交付金 小学校学校施設環境改善交付金 320,483 68,853

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育費国庫補助金				3 社会教育費 国庫補助金	29,726	地方創生臨時交付金 29,726
				4 保健体育費 国庫補助金	37,160	地方創生臨時交付金 37,160
計	8,804,960	1,231,425	10,036,385			

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金	48,066	624	48,690	4 心身障害者 福祉費委託 金	624	全国在宅障害児・者等実態調査国庫委託金 624
計	90,559	624	91,183			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,775,460	1,433	5,776,893	3 老人福祉費 県負担金	1,433	低所得者介護保険料軽減県負担金 1,433
計	5,780,672	1,433	5,782,105			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	1,732,854	3,027	1,735,881	4 児童福祉費 県補助金	654	子ども・子育て支援県交付金 654
				5 生活保護費 県補助金	2,373	新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化県交付金 2,373
3 衛生費県補助金	1,498,879	486	1,499,365	1 保健衛生費 県補助金	486	在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 486
4 農林水産業費県補 助金	619,993	1,510	621,503	1 農業費県補 助金	1,510	狩猟技術向上等支援事業費県補助金 370
						果樹ひょう害対策緊急支援事業費県補助金 1,140
計	4,249,344	5,023	4,254,367			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 物品売払収入	1,174	780	1,954	1 物品売払収入	780	郡山市民手帳売払収入 780
計	109,015	780	109,795			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	131	4,760	4,891	2 児童福祉費寄附金	4,660	子育て支援推進寄附金 4,660
				3 社会福祉費寄附金	100	社会福祉対策寄附金 100
6 教育費寄附金	3	1,910	1,913	1 小中学校費寄附金	1,749	奨学資金給与費寄附金 1,749
				2 社会教育費寄附金	161	文化施設整備寄附金 161
計	210,305	6,670	216,975			

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 駐車場事業繰入金	3,578	13,639	17,217	1 駐車場事業繰入金	13,639	駐車場事業繰入金 13,639
4 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,666	7	18,673	1 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	7	郡山駅西口市街地再開発事業繰入金 7
計	65,128	13,646	78,774			

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,600,000	5,370,458	6,970,458	1 前年度繰越金	5,370,458	前年度繰越金 5,370,458
計	1,600,000	5,370,458	6,970,458			

21款 繰入金

22款 繰越金

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	846,406	37,374	883,780	2 雑入	37,374	賠償金 37,374
計	846,493	37,374	883,867			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業債	1,069,600	700	1,070,300	1 農業債	700	農業農村整備事業債 700
6 土木債	2,169,200	70,000	2,239,200	1 道路橋りょう債	70,000	道路整備事業債 70,000
8 教育債	2,127,400	9,300	2,136,700	1 小中学校債	9,300	小学校教育施設等整備事業債 9,300
9 災害復旧債	1,281,300	25,000	1,306,300	7 公共土木施設災害復旧債	25,000	道路橋りょう災害復旧事業債 25,000
10 臨時財政対策債	3,189,000	△ 490,300	2,698,700	1 臨時財政対策債	△ 490,300	臨時財政対策債 △ 490,300
計	14,312,500	△ 385,300	13,927,200			

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
9 財政管理費	264,426	4,602,185	4,866,611	特定財源	12,185	24 積立金	4,602,185	◎財政調整基金費	4,530,000
				その他	12,185			◎きずな基金費	72,185
				一般財源	4,590,000				
	特定財源の内訳								
				(他) こおりやま応援寄附金	12,085				
				(他) 社会福祉対策寄附金	100				
14 男女共同参画費	94,145	5,247	99,392	一般財源	5,247	14 工事請負費	5,247	◎男女共同参画センター費	5,247
計	8,214,624	4,607,432	12,822,056	特定財源	12,185				
				その他	12,185				
				一般財源	4,595,247				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 戸籍住民基本台帳費	930,349	25,027	955,376	特定財源	21,400	10 需用費	21,400	◎窓口業務のオンライン化推進事業費	3,627
				国・県	21,400	11 役務費	3,627	○窓口業務のオンライン化推進事業費★	3,627
				一般財源	3,627				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	特定財源の内訳 (国) 個人番号カード交付事務費国庫補助金			21,400			◎個人番号カード事務費 21,400
計	940,190	25,027	965,217	特定財源 国・県 一般財源	21,400 21,400 3,627		

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	46,791	741	47,532	特定財源 その他	741 741	10 需用費 741	◎統計事務費 741
	特定財源の内訳 (他) 郡山市民手帳売払収入			741			
計	46,791	741	47,532	特定財源 その他	741 741		

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	1,036,275	396,564	1,432,839	特定財源	150,564	10 需用費	3,206	◎福祉施設整備基金費	564
				国・県	150,000	11 役務費	9,983	◎物価高騰対応生活困	
				その他	564	12 委託料	2,811	窮世帯緊急支援事業費	396,000
				一般財源	246,000	19 扶助費	380,000		
						24 積立金	564		
				特定財源の内訳					
				(国) 地方創生臨時交付金	150,000				
				(他) こおりやま応援寄附金	564				
計	3,710,946	396,564	4,107,510	特定財源	150,564				
				国・県	150,000				
				その他	564				
				一般財源	246,000				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	6,818,816	35,363	6,854,179	特定財源	30,099	7 報償費	515	◎障害者福祉総務費	10,692
				国・県	30,099	10 需用費	24,707	◎緑豊園費	4,851
				一般財源	5,264	11 役務費	73	◎花かつみ豊心園費	19,820
						12 委託料	10,068	○花かつみ豊心園改修費★	12,005
				特定財源の内訳					
				(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金	4,804				
				(国) 地方創生臨時交付金	24,671				
				(国) 全国在宅障害児・者等実態調査国庫委託金	624				
計	6,995,913	35,363	7,031,276	特定財源	30,099				
				国・県	30,099				
				一般財源	5,264				

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,280,233	796	1,281,029	特定財源	796	24 積立金	796	◎高齢化社会対策基金費	796
				その他	796				
				特定財源の内訳					
				(他) こおりやま応援寄附金	796				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
3 介護保険事業費	4,496,691	4,301	4,500,992	特定財源	4,301	27 繰出金	4,301	◎介護保険事業費 4,301
				国・県	4,301			
				特定財源の内訳				
				(国) 低所得者介護保険料軽減国庫負担金	2,868			
				(県) 低所得者介護保険料軽減県負担金	1,433			
計	9,658,921	5,097	9,664,018	特定財源	5,097			
				国・県	4,301			
				その他	796			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 こども政策費	1,411,951	13,502	1,425,453	特定財源	10,106	10 需用費	4,494	◎子育て環境整備費 836
				国・県	2,601	11 役務費	24	○子育て環境整備促進事業費★ 836
				その他	7,505	17 備品購入費	185	
				一般財源	3,396	18 負担金補助及び交付金	1,293	◎すこやか子育て基金費 7,506

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 こども政策 費	特定財源の内訳				24 積立金	7,506	◎放課後児童クラブ費 ○放課後児童クラブ 施設整備費★ ◎民間放課後児童ク ラブ補助事業費 ○民間放課後児童ク ラブ補助事業費★	3,867 3,867 1,293 1,293			
				(国) 子ども・子育て支援交付金					654		
				(国) 地方創生臨時交付金					1,293		
				(県) 子ども・子育て支援県交付金					654		
				(他) こおりやま応援寄附金					2,845		
			(他) 子育て支援推進寄附金	4,660							
2 こども家庭 支援費	8,701,832	40,250	8,742,082	一般財源	40,250	22 償還金利息 及び割引料	40,250	◎児童手当等支給費	40,250		
3 保育費	11,174,111	105,871	11,279,982	特定財源	93,901	10 需用費	13,110	◎公立保育所費	25,080		
				国・県	93,901	17 備品購入費	11,970	◎民間認可保育所費	46,624		
				一般財源	11,970	18 負担金補助 及び交付金	80,791	○特定教育・保育施 設等補助事業費★	46,624		
				特定財源の内訳				◎認可外保育施設費	7,880		
									(国) 地方創生臨時交付金	93,901	○認可外保育施設支 援事業費★
					◎私立幼稚園費	26,287					
					○私立幼稚園運営費 補助事業費★	26,287					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	22,516,282	159,623	22,675,905	特定財源 104,007 国・県 96,502 その他 7,505 一般財源 55,616			

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	5,920,409	1,151	5,921,560	特定財源 2,661 国・県 2,661 一般財源 △1,510	10 需用費	1,151	◎職員給与費 0 ◎生活保護施設費 1,151
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金 288						
	(県) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化県交付金 2,373						
計	5,920,409	1,151	5,921,560	特定財源 2,661 国・県 2,661 一般財源 △1,510			

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 保健所総務費	339,871	2,794	342,665	特定財源	7,312	7 報償費	2,002	◎保健所総務費	2,794		
				国・県	7,312	8 旅費	792				
				一般財源	△4,518						
特定財源の内訳											
(国) 地方創生臨時交付金					7,312						
2 保健所健康政策費	409,386	4,961	414,347	特定財源	4,961	13 使用料及び賃借料	4,961	◎休日・夜間急病センター費	4,961		
				国・県	4,961						
				特定財源の内訳							
(国) 地方創生臨時交付金					4,961			○休日・夜間急病センター運営事業費★	4,961		
4 保健所健康づくり費	1,147,381	2,148	1,149,529	特定財源	486	10 需用費	13	◎健康増進事業費	2,148		
				国・県	486	11 役務費	29			○健康増進事業費★	2,148
				一般財源	1,662	18 負担金補助及び交付金	2,106				
				特定財源の内訳							
(県) 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金					486						
5 保健所生活衛生費	187,069	2,550	189,619	一般財源	2,550	12 委託料	2,550	◎生活衛生費	2,550		
8 母子保健衛生費	692,460	71,035	763,495	特定財源	71,035	11 役務費	1,108	◎母子保健推進活動費	71,035		
				国・県	71,035	12 委託料	3,927				
						19 扶助費	66,000				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
8 母子保健衛生費	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			71,035			
9 環境政策費	487,028	785	487,813	特定財源 785 その他 785	24 積立金	785	◎環境基金費 754 ◎保健衛生施設整備基金費 31
	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金			785			
12 医療介護病院費	58,677	628	59,305	特定財源 628 国・県 628	13 使用料及び賃借料	628	◎医療介護病院費 628
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			628			
14 ワクチン接種費	2,151,540	706,199	2,857,739	特定財源 706,199 国・県 706,199	11 役務費 25,900	680,299	◎新型コロナウイルスワクチン接種事業費 706,199
					12 委託料		
	特定財源の内訳 (国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 596,299 (国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 109,900						

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	10,577,929	791,100	11,369,029	特定財源 791,406 国・県 790,621 その他 785 一般財源 △306			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	10,348,273	21,401	10,369,674	特定財源 21,401 国・県 21,401	10 需用費	21,401	◎富久山クリーンセンター費 10,197 ◎河内クリーンセンター費 11,204
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			21,401			
計	10,348,273	21,401	10,369,674	特定財源 21,401 国・県 21,401			

4款 衛生費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 労働諸費	122,868	7,902	130,770	特定財源	8,471	10 需用費	8,471	◎勤労者福祉費 △569 ○労働団体育成事業費★ △569 ◎労働福祉会館費 8,471
				国・県 一般財源	8,471 △569	18 負担金補助 及び交付金	△569	
特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金					8,471			
計	124,262	7,902	132,164	特定財源	8,471			
				国・県 一般財源	8,471 △569			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 農業委員会 費	159,947	1,045	160,992	一般財源	1,045	12 委託料	1,045	◎農地基本台帳費 1,045
2 農業政策費	434,147	24,800	458,947	特定財源	24,800	18 負担金補助 及び交付金	24,800	◎稲作近代化推進費 24,800
				国・県	24,800			
特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金					24,800			

5款 労働費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
3 農業振興費	507,865	1,510	509,375	特定財源	1,510	18 負担金補助 及び交付金	1,510	◎農作物災害対策費	1,510
				国・県	1,510			○鳥獣被害防止総合 対策事業費★	370
特定財源の内訳									
(県) 狩猟技術向上等支援事業費県補助金					370				
(県) 果樹ひょう害対策緊急支援事業費県補助金					1,140				
4 農地費	1,859,454	2,129	1,861,583	特定財源	700	10 需用費	1,295	◎農道水路等費	834
				市債	700	18 負担金補助 及び交付金	834	◎多面的機能支払交付 金事業費	1,295
一般財源				1,429					○多面的機能支払交 付金事業費★
特定財源の内訳									
(市債) 農業農村整備事業債					700				
5 総合地方卸 売市場費	524,808	5,908	530,716	一般財源	5,908	27 繰出金	5,908	◎総合地方卸売市場費	5,908
計	4,031,283	35,392	4,066,675	特定財源	27,010				
				国・県	26,310				
				市債	700				
				一般財源	8,382				

6款 農林水産業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 商工振興費	4,668,289	79,450	4,747,739	特定財源	79,450	18 負担金補助 及び交付金	79,450	◎振興事業費	79,450
				国・県	79,450			○商店街等支援事業 費★	1,100
特定財源の内訳								○こおりやま中小企 業活性化事業費★	78,350
(国) 地方創生臨時交付金				79,450					
2 観光物産費	844,205	62,500	906,705	特定財源	62,500	8 旅費	128	◎観光団体育成費	62,500
				国・県	62,500	12 委託料	61,437	○郡山DMO推進事 業費★	62,500
				特定財源の内訳					
(国) 地方創生臨時交付金				62,500					
3 産業創出費	672,174	40,000	712,174	特定財源	40,000	18 負担金補助 及び交付金	40,000	◎新事業創出促進事業 費	40,000
				国・県	40,000			○産業イノベーショ ン事業費★	40,000
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金				40,000					
計	6,249,100	181,950	6,431,050	特定財源	181,950				
				国・県	181,950				

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
2 道路維持費	3,546,810	422,790	3,969,600	特定財源	95,734	10 需用費	6,000	◎道路費	306,000
				国・県	25,734	12 委託料	198,790	◎橋りょう費	46,790
				市債	70,000	14 工事請負費	208,000	○橋りょう長寿命化 事業費★	46,790
				一般財源	327,056	15 原材料費	10,000	◎水路側溝費	70,000
				特定財源の内訳					
				(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金	25,734				
				(市債) 道路整備事業債	70,000				
計	4,792,977	422,790	5,215,767	特定財源	95,734				
				国・県	25,734				
				市債	70,000				
				一般財源	327,056				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
2 都市計画費	1,268,248	15,002	1,283,250	特定財源	4,717	10 需用費	2,948	◎駐車場費 15,002
				その他	4,717	11 役務費	1,378	
				一般財源	10,285	12 委託料	9,618	
						13 使用料及び 賃借料	679	
						17 備品購入費	379	
	特定財源の内訳 (他) 麓山地区駐車場使用料			4,717				
8 公共交通対 策費	200,095	22,000	222,095	特定財源	22,000	18 負担金補助 及び交付金	22,000	◎総合交通対策費 22,000
				国・県	22,000			
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			22,000				
計	9,696,394	37,002	9,733,396	特定財源	26,717			
				国・県	22,000			
				その他	4,717			
				一般財源	10,285			

8款 土木費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 学校教育推進費	956,786	1,749	958,535	特定財源	1,749	24 積立金	1,749	◎奨学資金費 1,749
				その他	1,749			
特定財源の内訳								
(他) 奨学資金給与費寄附金				1,749				
2 学校管理費	3,776,923	224,576	4,001,499	特定財源	320,483	12 委託料	29,941	◎学校保健指導費 29,941
				国・県 一般財源	320,483 △95,907	18 負担金補助 及び交付金	194,635	◎学校給食費 194,635
特定財源の内訳								
(国) 地方創生臨時交付金				320,483				
3 学校施設費	1,885,352	0	1,885,352	特定財源	78,153			◎小学校施設費 0
				国・県 市債 一般財源	68,853 9,300 △78,153			○小学校長寿命化改 修事業費★ 0
特定財源の内訳								
(国) 小学校学校施設環境改善交付金				68,853				
(市債) 小学校教育施設等整備事業債				9,300				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	7,425,268	226,325	7,651,593	特定財源 400,385 国・県 389,336 市債 9,300 その他 1,749 一般財源 △174,060			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,463,429	13,848	1,477,277	特定財源 21,509 国・県 21,509 一般財源 △7,661	10 需用費	13,848	◎公民館費 13,848
特定財源の内訳							
(国) 地方創生臨時交付金				21,509			
2 図書館費	497,112	8,217	505,329	特定財源 8,217 国・県 8,217	10 需用費	8,217	◎図書館費 8,217
特定財源の内訳							
(国) 地方創生臨時交付金				8,217			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 文化振興費	2,623,607	12,951	2,636,558	特定財源	325	7 報償費	195	◎文化施設整備基金費	276
				その他	325	8 旅費	118	◎音楽堂整備基金費	50
				一般財源	12,626	10 需用費	14	◎歴史資料館費	344
						11 役務費	17	○(仮称)歴史情報	
						12 委託料	12,281	・公文書館施設整備	
						24 積立金	326	事業費★	344
								◎埋蔵文化財発掘調査	
				費	12,281				
						○埋蔵文化財発掘調			
						査事業費★	12,281		
計	4,902,820	35,016	4,937,836	特定財源	30,051				
				国・県	29,726				
				その他	325				
				一般財源	4,965				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	1,133,603	749,530	1,883,133	特定財源	37,208	10 需用費	48,741	◎社会体育振興費	2,000
				国・県	37,160	13 使用料及び賃借料	△1,259	○郡山シティーマラソン大会開催事業費	
				その他	48	18 負担金補助及び交付金	2,000	★	2,000
				一般財源	712,322	24 積立金	700,048	◎体育施設整備基金費	700,048
				特定財源の内訳				◎体育館費	2,351
				(国) 地方創生臨時交付金	37,160			◎運動場費	2,169
				(他) こおりやま応援寄附金	48			◎スポーツ広場費	△1,259
								◎アイスアリーナ費	1,537
								◎磐梯熱海スポーツパーク費	4,546
								◎西部地区体育施設費	38,138
計	1,133,603	749,530	1,883,133	特定財源	37,208				
				国・県	37,160				
				その他	48				
				一般財源	712,322				

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 道路橋りょう災害復旧費	38,038	25,000	63,038	特定財源	25,000	14 工事請負費	25,000	◎令和4年発生災害復旧費 25,000
				市債	25,000			
特定財源の内訳 (市債) 道路橋りょう災害復旧事業債					25,000			
計	60,539	25,000	85,539	特定財源	25,000			
				市債	25,000			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	495,429	890	496,319	一般財源	890		
計	495,429	890	496,319	一般財源	890		

11款 災害復旧費

14款 予備費

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
庁舎電話機器等更新事業（令和4年度分）	419,505			令和4年度 令和10年度	419,505				419,505
税総合システム業務委託料（令和4年度分）	240,537			令和4年度 令和7年度	240,537				240,537
放課後児童クラブ施設賃借料（令和4年度分）	58,740			令和4年度 令和9年度	58,740	39,160			19,580
第30回郡山シティーマラソン大会負担金	6,500			令和4年度 令和5年度	6,500				6,500

(変更)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
湖南スポーツ広場LED照明機器賃借料	17,617			令和4年度 令和14年度	17,617				17,617
	18,880			令和4年度 令和15年度	18,880				18,880

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	29,982,347	33,081,323	補正前の額	9,842,200	3,167,855	補正前の額	39,755,668
			補正額	80,000		補正額	80,000
			補正後の額	9,922,200		補正後の額	39,835,668
(4) 農林水産業	461,662	516,373	補正前の額	1,069,600	53,994	補正前の額	1,531,979
			補正額	700		補正額	700
			補正後の額	1,070,300		補正後の額	1,532,679
(6) 土木	9,627,930	11,218,608	補正前の額	2,003,900	995,079	補正前の額	12,227,429
			補正額	70,000		補正額	70,000
			補正後の額	2,073,900		補正後の額	12,297,429
(8) 教育	10,852,044	12,373,160	補正前の額	2,127,400	1,067,404	補正前の額	13,433,156
			補正額	9,300		補正額	9,300
			補正後の額	2,136,700		補正後の額	13,442,456
2 災害復旧債	3,316,124	4,322,513	補正前の額	1,281,300	42,440	補正前の額	5,561,373
			補正額	25,000		補正額	25,000
			補正後の額	1,306,300		補正後の額	5,586,373
(6) 土木	522,733	523,838	補正前の額	32,000	29,895	補正前の額	525,943
			補正額	25,000		補正額	25,000
			補正後の額	57,000		補正後の額	550,943
3 その他	48,348,563	49,935,588	補正前の額	3,189,000	4,818,662	補正前の額	48,305,926
			補正額	△ 490,300		補正額	△ 490,300
			補正後の額	2,698,700		補正後の額	47,815,626

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(2) 臨時財政対策	46,828,170	48,591,721	補正前の額	3,189,000	4,653,534	補正前の額	47,127,187
			補正額	△ 490,300		補正額	△ 490,300
			補正後の額	2,698,700		補正後の額	46,636,887
合 計	81,647,034	87,339,424	補正前の額	14,312,500	8,028,957	補正前の額	93,622,967
			補正額	△ 385,300		補正額	△ 385,300
			補正後の額	13,927,200		補正後の額	93,237,667

一般会計

令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,726千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,255,844千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
- 令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		780,000	21,726	801,726
	1 繰越金	780,000	21,726	801,726
歳入	合計	29,234,118	21,726	29,255,844

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金		780,056	21,727	801,783
	1 基金積立金	780,056	21,727	801,783
6 諸支出金		57,892	△3,096	54,796
	1 償還金及び還付加算金	57,892	△3,096	54,796
7 予備費		200,000	3,095	203,095
	1 予備費	200,000	3,095	203,095
歳 出	合 計	29,234,118	21,726	29,255,844

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	4,868,654	0	4,868,654
2 国庫支出金	2,026	0	2,026
3 県支出金	19,828,776	0	19,828,776
4 財産収入	55	0	55
5 繰入金	3,661,034	0	3,661,034
6 繰越金	780,000	21,726	801,726
7 諸収入	93,573	0	93,573
歳入合計	29,234,118	21,726	29,255,844

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	666,488	0	666,488				
2 保険給付費	19,658,549	0	19,658,549				
3 国民健康保険事業費納付金	7,495,884	0	7,495,884				
4 保健事業費	375,249	0	375,249				
5 基金積立金	780,056	21,727	801,783				21,727
6 諸支出金	57,892	△3,096	54,796				△3,096
7 予備費	200,000	3,095	203,095				3,095
歳 出 合 計	29,234,118	21,726	29,255,844				21,726

2 歳入

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	780,000	21,726	801,726	1 前年度繰越金	21,726	前年度繰越金 21,726
計	780,000	21,726	801,726			

3 歳出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	780,056	21,727	801,783	一般財源 21,727	24 積立金	21,727	◎国民健康保険事業財 政調整基金費 21,727
計	780,056	21,727	801,783	一般財源 21,727			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 償還金	11,452	△3,096	8,356	一般財源 △3,096	22 償還金利子 及び割引料	△3,096	◎県支出金返還金 △3,096
計	57,892	△3,096	54,796	一般財源 △3,096			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	200,000	3,095	203,095	一般財源 3,095			
計	200,000	3,095	203,095	一般財源 3,095			

令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,790,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	21,013	21,014
	1 繰越金	1	21,013	21,014
歳入	合計	3,769,853	21,013	3,790,866

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		3,650,712	21,013	3,671,725
	1 広域連合納付金	3,650,712	21,013	3,671,725
歳出	合計	3,769,853	21,013	3,790,866

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,935,428	0	2,935,428
2 繰入金	812,428	0	812,428
3 繰越金	1	21,013	21,014
4 諸収入	21,996	0	21,996
歳入合計	3,769,853	21,013	3,790,866

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	100,773	0	100,773				
2 広域連合納付金	3,650,712	21,013	3,671,725			21,013	
3 保健事業費	7,718	0	7,718				
4 諸支出金	10,650	0	10,650				
歳出合計	3,769,853	21,013	3,790,866			21,013	

2 歳入

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	21,013	21,014	1 前年度繰越金	21,013	前年度繰越金 21,013
計	1	21,013	21,014			

3 歳出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 広域連合納付金	3,650,712	21,013	3,671,725	特定財源	21,013	18 負担金補助 及び交付金	21,013	◎広域連合納付金 21,013
				その他	21,013			
	特定財源の内訳							
				(他) 前年度繰越金	21,013			
計	3,650,712	21,013	3,671,725	特定財源	21,013			
				その他	21,013			

令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ816,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,555,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		4,691,226	4,301	4,695,527
	1 一般会計繰入金	4,241,918	4,301	4,246,219
7 繰越金		1	812,602	812,603
	1 繰越金	1	812,602	812,603
歳入	合計	26,738,344	816,903	27,555,247

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 基金積立金		416	332,716	333,132
	1 基金積立金	416	332,716	333,132
5 諸支出金		17,441	484,187	501,628
	1 償還金及び還付加算金	11,126	484,187	495,313
歳 出	合 計	26,738,344	816,903	27,555,247

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	5,589,162	0	5,589,162
2 国庫支出金	5,893,145	0	5,893,145
3 支払基金交付金	6,845,420	0	6,845,420
4 県支出金	3,718,432	0	3,718,432
5 財産収入	416	0	416
6 繰入金	4,691,226	4,301	4,695,527
7 繰越金	1	812,602	812,603
8 諸収入	542	0	542
歳入合計	26,738,344	816,903	27,555,247

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	696,264	0	696,264				
2 保険給付費	24,454,289	0	24,454,289				
3 地域支援事業費	1,539,934	0	1,539,934				
4 基金積立金	416	332,716	333,132				332,716
5 諸支出金	17,441	484,187	501,628				484,187
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	26,738,344	816,903	27,555,247				816,903

2 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	949,386	4,301	953,687	3 低所得者保険料軽減繰入金	4,301	低所得者保険料軽減繰入金 4,301
計	4,241,918	4,301	4,246,219			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	812,602	812,603	1 前年度繰越金	812,602	前年度繰越金 812,602
計	1	812,602	812,603			

3 歳出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 基金積立金	416	332,716	333,132	一般財源	332,716	24 積立金	332,716	◎介護保険給付費準備 基金費 332,716
計	416	332,716	333,132	一般財源	332,716			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
3 償還金	0	484,187	484,187	一般財源	484,187	22 償還金利子 及び割引料	484,187	◎国庫支出金返還金 213,313 ◎支払基金交付金返還 金 194,178 ◎県支出金返還金 76,696
計	11,126	484,187	495,313	一般財源	484,187			

令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	13,639	13,639
	1 繰越金	0	13,639	13,639
歳入	合計	83,967	13,639	97,606

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		73,967	13,639	87,606
	1 駐車場管理費	73,967	13,639	87,606
歳 出	合 計	83,967	13,639	97,606

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	83,207	0	83,207
2 財産収入	656	0	656
3 諸収入	104	0	104
4 繰越金	0	13,639	13,639
歳入合計	83,967	13,639	97,606

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	73,967	13,639	87,606				13,639
2 災害復旧費	10,000	0	10,000				
歳出合計	83,967	13,639	97,606				13,639

2 歳入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	0	13,639	13,639	1 前年度繰越金	13,639	前年度繰越金 13,639
計	0	13,639	13,639			

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 駐車場管理費	73,967	13,639	87,606	一般財源 13,639	27 繰出金	13,639	◎駐車場管理運営費 13,639
計	73,967	13,639	87,606	一般財源 13,639			

令和4年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		0	7	7
	1 繰越金	0	7	7
歳入	合計	22,502	7	22,509

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市街地再開発事業費		22,502	7	22,509
	1 市街地再開発事業費	22,502	7	22,509
歳 出	合 計	22,502	7	22,509

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	22,502	0	22,502
2 繰越金	0	7	7
歳入合計	22,502	7	22,509

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 市街地再開発事業費	22,502	7	22,509				7
歳出合計	22,502	7	22,509				7

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	0	7	7	1 前年度繰越金	7	前年度繰越金 7
計	0	7	7			

3 歳出

(款) 1 市街地再開発事業費

(項) 1 市街地再開発事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	22,502	7	22,509	一般財源 7	27 繰出金	7	◎市街地再開発事業費 7
計	22,502	7	22,509	一般財源 7			

令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,142,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		524,808	5,908	530,716
	1 一般会計繰入金	524,808	5,908	530,716
歳入	合計	1,137,066	5,908	1,142,974

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		312,318	5,908	318,226
	1 総務管理費	299,756	1,200	300,956
	2 施設費	12,562	4,708	17,270
歳 出	合 計	1,137,066	5,908	1,142,974

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	264,534	0	264,534
2 繰入金	524,808	5,908	530,716
3 諸収入	102,224	0	102,224
4 市債	245,500	0	245,500
歳入合計	1,137,066	5,908	1,142,974

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	312,318	5,908	318,226			5,908	
2 公債費	824,748	0	824,748				
歳出合計	1,137,066	5,908	1,142,974			5,908	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	524,808	5,908	530,716	1 一般会計繰入金	5,908	一般会計繰入金 5,908
計	524,808	5,908	530,716			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 一般管理費	299,756	1,200	300,956	特定財源	1,200	18 負担金補助 及び交付金	1,200	◎管理事務費	1,200
				その他	1,200			○市場利活用促進事 業費★	1,200
特定財源の内訳									
				(他) 施設使用料	△4,708				
				(他) 一般会計繰入金	5,908				
計	299,756	1,200	300,956	特定財源	1,200				
				その他	1,200				

(款) 1 総務費

(項) 2 施設費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 施設整備事 業費	12,562	4,708	17,270	特定財源	4,708	14 工事請負費	4,708	◎施設整備事業費	4,708
				その他	4,708			○総合地方卸売市場 施設改修費★	4,708
特定財源の内訳									
				(他) 施設使用料	4,708				
計	12,562	4,708	17,270	特定財源	4,708				
				その他	4,708				

総合地方卸売市場特別会計

令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ666,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		558,456	3,660	562,116
	1 繰越金	558,456	3,660	562,116
歳入	合計	662,502	3,660	666,162

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		509,386	3,660	513,046
	1 予備費	509,386	3,660	513,046
歳出	合計	662,502	3,660	666,162

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	103,961	0	103,961
2 繰越金	558,456	3,660	562,116
3 諸収入	85	0	85
歳入合計	662,502	3,660	666,162

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	373	0	373				
2 総務費	152,743	0	152,743				
3 予備費	509,386	3,660	513,046				3,660
歳出合計	662,502	3,660	666,162				3,660

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	558,456	3,660	562,116	1 前年度繰越金	3,660	前年度繰越金 3,660
計	558,456	3,660	562,116			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	509,386	3,660	513,046	一般財源	3,660		
計	509,386	3,660	513,046	一般財源	3,660		

令和4年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		14,030	7,476	21,506
	1 繰越金	14,030	7,476	21,506
歳入	合計	24,881	7,476	32,357

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		12,767	7,476	20,243
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,767	7,476	20,243
歳 出	合 計	24,881	7,476	32,357

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	228	0	228
2 繰越金	14,030	7,476	21,506
3 諸収入	10,623	0	10,623
歳入合計	24,881	7,476	32,357

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,767	7,476	20,243				7,476
2 公債費	12,114	0	12,114				
歳出合計	24,881	7,476	32,357				7,476

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	14,030	7,476	21,506	1 前年度繰越金	7,476	前年度繰越金 7,476
計	14,030	7,476	21,506			

3 歳出

(款) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,767	7,476	20,243	一般財源 7,476	20 貸付金	7,476	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 7,476
計	12,767	7,476	20,243	一般財源 7,476			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

令和4年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の多田野財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		6,051	2,078	8,129
	1 繰越金	6,051	2,078	8,129
歳 入	合 計	7,144	2,078	9,222

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 予備費		2,914	2,078	4,992
	1 予備費	2,914	2,078	4,992
歳 出	合 計	7,144	2,078	9,222

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,091	0	1,091
2 繰越金	6,051	2,078	8,129
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	7,144	2,078	9,222

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	1,158	0	1,158				
2 総務費	745	0	745				
3 農林水産業費	1,232	0	1,232				
4 諸支出金	1,095	0	1,095				
5 予備費	2,914	2,078	4,992				2,078
歳出合計	7,144	2,078	9,222				2,078

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	6,051	2,078	8,129	1 前年度繰越金	2,078	前年度繰越金 2,078
計	6,051	2,078	8,129			

3 歳出

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,914	2,078	4,992	一般財源	2,078		
計	2,914	2,078	4,992	一般財源	2,078		

令和4年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の河内財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		9,896	2,556	12,452
	1 繰越金	9,896	2,556	12,452
歳入	合計	12,806	2,556	15,362

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 予備費		5,120	2,556	7,676
	1 予備費	5,120	2,556	7,676
歳 出	合 計	12,806	2,556	15,362

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	2,908	0	2,908
2 繰越金	9,896	2,556	12,452
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	12,806	2,556	15,362

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	1,158	0	1,158				
2 総務費	1,392	0	1,392				
3 農林水産業費	1,041	0	1,041				
4 諸支出金	4,095	0	4,095				
5 予備費	5,120	2,556	7,676				2,556
歳出合計	12,806	2,556	15,362				2,556

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	9,896	2,556	12,452	1 前年度繰越金	2,556	前年度繰越金 2,556
計	9,896	2,556	12,452			

3 歳出

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	5,120	2,556	7,676	一般財源	2,556		
計	5,120	2,556	7,676	一般財源	2,556		

令和4年度郡山市片平財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の片平財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		860	37	897
	1 繰越金	860	37	897
歳 入	合 計	863	37	900

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 予備費		303	37	340
	1 予備費	303	37	340
歳 出	合 計	863	37	900

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1	0	1
2 繰越金	860	37	897
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	863	37	900

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	50	0	50				
2 総務費	510	0	510				
3 予備費	303	37	340				37
歳出合計	863	37	900				37

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	860	37	897	1 前年度繰越金	37	前年度繰越金 37
計	860	37	897			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	303	37	340	一般財源 37			
計	303	37	340	一般財源 37			

令和4年度郡山市月形財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の月形財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ79千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1,168	79	1,247
	1 繰越金	1,168	79	1,247
歳入	合計	1,171	79	1,250

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		1,018	79	1,097
	1 予備費	1,018	79	1,097
歳出	合計	1,171	79	1,250

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1	0	1
2 繰越金	1,168	79	1,247
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	1,171	79	1,250

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	153	0	153				
2 予備費	1,018	79	1,097				79
歳出合計	1,171	79	1,250				79

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,168	79	1,247	1 前年度繰越金	79	前年度繰越金 79
計	1,168	79	1,247			

3 歳出

(款) 2 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	1,018	79	1,097	一般財源 79			
計	1,018	79	1,097	一般財源 79			

令和4年度郡山市舟津財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の舟津財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		24,172	643	24,815
	1 繰越金	24,172	643	24,815
歳入	合計	25,713	643	26,356

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		24,249	643	24,892
	1 予備費	24,249	643	24,892
歳出	合計	25,713	643	26,356

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,363	0	1,363
2 繰越金	24,172	643	24,815
3 諸収入	178	0	178
歳入合計	25,713	643	26,356

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	950	0	950				
2 農林水産業費	464	0	464				
3 諸支出金	50	0	50				
4 予備費	24,249	643	24,892				643
歳出合計	25,713	643	26,356				643

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	24,172	643	24,815	1 前年度繰越金	643	前年度繰越金 643
計	24,172	643	24,815			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	24,249	643	24,892	一般財源	643		
計	24,249	643	24,892	一般財源	643		

令和4年度郡山市館財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の館財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,811千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		22,620	378	22,998
	1 繰越金	22,620	378	22,998
歳入	合計	24,433	378	24,811

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		22,741	378	23,119
	1 予備費	22,741	378	23,119
歳出	合計	24,433	378	24,811

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,810	0	1,810
2 繰越金	22,620	378	22,998
3 諸収入	3	0	3
歳入合計	24,433	378	24,811

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	709	0	709				
2 農林水産業費	925	0	925				
3 諸支出金	58	0	58				
4 予備費	22,741	378	23,119				378
歳出合計	24,433	378	24,811				378

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	22,620	378	22,998	1 前年度繰越金	378	前年度繰越金 378
計	22,620	378	22,998			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	22,741	378	23,119	一般財源	378		
計	22,741	378	23,119	一般財源	378		

令和4年度郡山市浜路財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の浜路財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		740	116	856
	1 繰越金	740	116	856
歳 入	合 計	743	116	859

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		607	116	723
	1 予備費	607	116	723
歳出	合計	743	116	859

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1	0	1
2 繰越金	740	116	856
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	743	116	859

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	76	0	76				
2 総務費	12	0	12				
3 農林水産業費	48	0	48				
4 予備費	607	116	723				116
歳出合計	743	116	859				116

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	740	116	856	1 前年度繰越金	116	前年度繰越金 116
計	740	116	856			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	607	116	723	一般財源	116		
計	607	116	723	一般財源	116		

令和4年度郡山市横沢財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の横沢財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		13,106	416	13,522
	1 繰越金	13,106	416	13,522
歳入	合計	14,284	416	14,700

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		13,037	416	13,453
	1 予備費	13,037	416	13,453
歳出	合計	14,284	416	14,700

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,176	0	1,176
2 繰越金	13,106	416	13,522
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	14,284	416	14,700

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	709	0	709				
2 農林水産業費	482	0	482				
3 諸支出金	56	0	56				
4 予備費	13,037	416	13,453				416
歳出合計	14,284	416	14,700				416

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	13,106	416	13,522	1 前年度繰越金	416	前年度繰越金 416
計	13,106	416	13,522			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	13,037	416	13,453	一般財源 416			
計	13,037	416	13,453	一般財源 416			

令和4年度郡山市中野財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の中野財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		3,211	457	3,668
	1 繰越金	3,211	457	3,668
歳入	合計	3,219	457	3,676

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		2,733	457	3,190
	1 予備費	2,733	457	3,190
歳出	合計	3,219	457	3,676

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	6	0	6
2 繰越金	3,211	457	3,668
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	3,219	457	3,676

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	384	0	384				
2 総務費	38	0	38				
3 農林水産業費	64	0	64				
4 予備費	2,733	457	3,190				457
歳出合計	3,219	457	3,676				457

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	3,211	457	3,668	1 前年度繰越金	457	前年度繰越金 457
計	3,211	457	3,668			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,733	457	3,190	一般財源 457			
計	2,733	457	3,190	一般財源 457			

令和4年度郡山市後田財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の後田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		2,454	210	2,664
	1 繰越金	2,454	210	2,664
歳入	合計	2,471	210	2,681

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		2,191	210	2,401
	1 予備費	2,191	210	2,401
歳出	合計	2,471	210	2,681

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	15	0	15
2 繰越金	2,454	210	2,664
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	2,471	210	2,681

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	217	0	217				
2 総務費	63	0	63				
3 予備費	2,191	210	2,401				210
歳出合計	2,471	210	2,681				210

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,454	210	2,664	1 前年度繰越金	210	前年度繰越金 210
計	2,454	210	2,664			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,191	210	2,401	一般財源 210			
計	2,191	210	2,401	一般財源 210			

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度郡山市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市水道事業会計予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,891,355千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額460,656千円、当年度分損益勘定留保資金2,678,021千円及び建設改良積立金2,752,678千円で補てんするものとする。）。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支	出	
第1款	資本的支出	6,204,908千円	64,900千円	6,269,808千円
第1項	建設改良費	5,133,079千円	64,900千円	5,197,979千円
令和4年9月6日提出				

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、一般会計への退職手当負担金支出見込額39,246千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額4,431千円を合わせた額43,677千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

(5) 郡山市中田簡易水道事業の統合

令和4年4月から、郡山市中田簡易水道事業の資産、負債等を全て引き継いで財務諸表等を作成している。

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画
資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的支出			64,900	
	1 建設改良費		64,900	
		2 固定資産購入費	64,900	64,900

令和４年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	1,015,388
減価償却費	3,022,786
固定資産除却費	50,719
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 266
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 20,258
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,270
長期前受金戻入額	△ 395,484
受取利息及び受取配当金	1,341
支払利息	136,432
未収金の増減額 (△は増加)	20,554
未払金の増減額 (△は減少)	△ 57,587
小計	3,765,355
利息及び配当金の受取額	△ 1,341
利息の支払額	△ 136,432
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,627,582

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 4,727,646
有形固定資産の売却による収入	1,819
工事負担金による収入	352,686
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,373,141
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 1,071,829
他会計からの出資による収入	23,767
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,048,062
資金増加額(又は減少額)	△ 1,793,621
資金期首残高	9,862,770
資金期末残高	8,069,149

令和4年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				1,265,801	
	ロ 建 物			6,153,348		
	ハ 構 造 物	減 価 償 却 累 計		△ 4,011,004	2,142,344	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計		△ 59,718,586	55,454,734	
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計		△ 12,177,117	3,054,483	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計		△ 65,640	10,794	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計		△ 295	15	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計		△ 194,670	98,780	
	有 形 固 定 資 産 合 計				2,047,614	64,074,565
(2)	無 形 固 定 資 産					
	イ 水 利				4,264	
	ロ 地 上				30	
	ハ ダ ム 使 用				7,358,402	
	ニ 電 話 加 入				3,918	
	無 形 固 定 資 産 合 計					7,366,614
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
	イ 出 資				2,467	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					2,467
	固 定 資 産 合 計					71,443,646

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		8,069,149	
(2)	未		收	金	407,397		
	貸	倒	引	金	<u>△ 14,686</u>	392,711	
(3)	貯		蔵	品		46,658	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			8,508,519
	資	資	産	計			<u>79,952,165</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	設	費	5,222,195		
	企	業	債	計		5,222,195	
(2)	引	職	給	引	677,309		
	口	修	繕	引	<u>1,194,613</u>		
	引	当	金	計		<u>1,871,922</u>	
	固	定	負	債			7,094,117
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	設	費	911,174		
	企	業	債	計		911,174	
(2)	未		払	金		1,699,462	
(3)	引		引	金			
	イ	賞	与	引	<u>52,901</u>		
	引	当	金	計		52,901	
(4)	預		り	金		<u>10,958</u>	
	流	動	負	債			2,674,495
5	繰	延	債	受			
(1)	長	期	前	受		18,103,642	
	収	益	化	計		<u>△ 9,275,998</u>	
	繰	延	債	合			8,827,644
	負	債	合	計			<u>18,596,256</u>

水道事業会計

資 本 の 部

6	資		本	金				
(1)	資		本	金				
	イ	固	有	資	本			
	口	出		資		349,463		
	ハ	組	入	資	本	12,073,634		
		資	本	金	合	<u>37,235,896</u>		
		資	本	金	合		<u>49,658,993</u>	
		計		計				49,658,993
7	剩		余	金				
(1)	資		本	剩	余			
	イ	受	贈	財	産	評	価	
		資	本	剩	余	金	合	
		計		計				
		額		額		<u>181,678</u>		
		計		計			181,678	
(2)	利		益	剩	余			
	イ	減	債	積	立			
	口	建	設	改	良	積	立	
		金		金		1,957,339		
		立		立		587,059		
	ハ	当	年	度	未	処	分	
		利	益	剩	余	金	合	
		計		計				
		額		額		<u>8,970,840</u>		
		計		計			<u>11,515,238</u>	
		計		計				<u>11,696,916</u>
		計		計				<u>61,355,909</u>
		計		計				<u>79,952,165</u>

(参考資料)

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算明細書
資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		6,204,908	64,900	6,269,808		
1 建設改良費		5,133,079	64,900	5,197,979		
	2 固定資産購入費	61,944	64,900	126,844	工具器具及び備品購入費	64,900
資本的支出合計		6,204,908	64,900	6,269,808		

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市下水道事業会計予算第5条の次に次の1条を加える。

（継続費の変更）

第5条の2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	下水道管理センター樋 門・放流渠整備事業	千円 1,200,000	2	千円 0	千円 1,350,000	2	千円 0
				3	544,900		3	544,900
				4	655,100		4	805,100

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 万里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	137,914,729	6,221,731	144,136,460
セグメント負債	101,838,815	4,828,841	106,667,656

下水道事業会計

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払	総額に		
					企業債	一般会計 出資金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務	対する		
									義 務 発 生 額	義 務 発 生 額 (見込)額	発 生 予 定 額	発 生 予 定 額	発 生 予 定 額	進 捗 率 (%)		
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	下水道管理センター樋門・	2	0										0.0		
			3	544,900	245,300		272,450	27,150							0.0	通次繰越 544,900
		放流渠整備事業	4	変更前	655,100	294,700		327,550	32,850			1,200,000	1,200,000			
				変更額	150,000	67,500		75,000	7,500			150,000	150,000			
				変更後	805,100	362,200		402,550	40,350			1,350,000	1,350,000		100.0	
		計	計	変更前	1,200,000	540,000		600,000	60,000			1,200,000	1,200,000			
				変更額	150,000	67,500		75,000	7,500			150,000	150,000			
				変更後	1,350,000	607,500		675,000	67,500			1,350,000	1,350,000		100.0	

下水道事業会計

(予 算 資 料)

1 令和4年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		138,670,490	7,765,296	146,435,786
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,234,118	21,726	29,255,844
	後期高齢者医療特別会計	3,769,853	21,013	3,790,866
	介護保険特別会計	26,738,344	816,903	27,555,247
	公共用地先行取得事業特別会計	4,838	0	4,838
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	4,006	0	4,006
	富田第二土地区画整理事業特別会計	124,745	0	124,745
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,240,392	0	1,240,392
	徳定土地区画整理事業特別会計	964,004	0	964,004
	大町土地区画整理事業特別会計	364,975	0	364,975
	駐車場事業特別会計	83,967	13,639	97,606
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,502	7	22,509
	総合地方卸売市場特別会計	1,137,066	5,908	1,142,974
	工業団地開発事業特別会計	1,694,896	0	1,694,896
	熱海温泉事業特別会計	662,502	3,660	666,162
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	24,881	7,476	32,357
	多田野財産区特別会計	7,144	2,078	9,222
	河内財産区特別会計	12,806	2,556	15,362

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	863	37	900
	月形財産区特別会計	1,171	79	1,250
	舟津財産区特別会計	25,713	643	26,356
	舘財産区特別会計	24,433	378	24,811
	浜路財産区特別会計	743	116	859
	横沢財産区特別会計	14,284	416	14,700
	中野財産区特別会計	3,219	457	3,676
	後田財産区特別会計	2,471	210	2,681
	水道事業会計	13,533,289	64,900	13,598,189
	簡易水道事業会計	346,936	0	346,936
	下水道事業会計	21,951,531	0	21,951,531
	農業集落排水事業会計	1,281,573	0	1,281,573
	計	103,277,265	962,202	104,239,467
	合 計	241,947,755	8,727,498	250,675,253

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,770,695	2,770,695
2 給料															0	7,781,070	7,781,070
3 職員手当等															0	5,854,611	5,854,611
4 共済費															0	3,021,512	3,021,512
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費			515	2,002						195					2,712	742,249	744,961
8 旅費				792			128			118					1,038	245,519	246,557
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費		22,141	46,668	21,414	8,471	1,295		8,948		70,820					179,757	6,112,764	6,292,521
11 役務費		3,627	10,080	27,037				1,378		17					42,139	1,041,850	1,083,989
12 委託料			12,879	686,776		1,045	61,437	208,408		42,222					1,012,767	19,495,387	20,508,154
13 使用料及び賃借料				5,589			935	679		△ 1,259					5,944	1,861,124	1,867,068
14 工事請負費		5,247						208,000				25,000			238,247	15,527,280	15,765,527
15 原材料費								10,000							10,000	75,317	85,317
16 公有財産購入費															0	114,692	114,692
17 備品購入費			12,155					379							12,534	390,021	402,555
18 負担金補助及び交付金			82,084	2,106	△ 569	27,144	119,450	22,000		196,635					448,850	24,691,878	25,140,728
19 扶助費			380,000	66,000											446,000	23,504,143	23,950,143
20 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
21 補償補填及び賠償金															0	264,720	264,720
22 償還金利子及び割引料			40,250												40,250	8,517,197	8,557,447
23 投資及び出資金															0	2,258,410	2,258,410
24 積立金		4,602,185	8,866	785						702,123					5,313,959	275,450	5,589,409
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	10,257	10,257
27 繰出金			4,301			5,908									10,209	9,431,001	9,441,210
予備費														890	890	495,429	496,319
歳出合計		4,633,200	597,798	812,501	7,902	35,392	181,950	459,792		1,010,871	25,000			890	7,765,296	138,670,490	146,435,786

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名 款名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
	1 人件費			459												459	19,572,087
うち職員給															0	7,781,070	7,781,070
2 扶助費			380,000	66,000											446,000	30,836,566	31,282,566
3 公債費															0	8,315,927	8,315,927
4 物件費		25,768	45,550	720,207		2,340	31,563	65,792		41,112					932,332	24,334,264	25,266,596
5 維持補修費			14,571		1,036			302,000		16,770					334,377	2,731,395	3,065,772
6 補助費等			122,438	4,108	△ 569	27,144	119,450	22,000		196,830					491,401	16,080,094	16,571,495
うち補助交付金			82,084	2,106	△ 569	26,310	119,450	22,000		194,635					446,016	4,632,254	5,078,270
7 積立金		4,602,185	8,866	785						702,123					5,313,959	275,450	5,589,409
8 投資及び出資金															0	2,258,410	2,258,410
9 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
10 繰出金			4,301			5,908									10,209	9,431,001	9,441,210
11 普通建設事業費		5,247	21,613	21,401	7,435		30,937	70,000		54,036					210,669	17,280,857	17,491,526
(1) 補助事業費			21,613	21,401	7,435		30,937								81,386	11,507,237	11,588,623
(2) 単独事業費		5,247						70,000		54,036					129,283	5,773,620	5,902,903
12 災害復旧事業費											25,000				25,000	2,877,522	2,902,522
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														890	890	495,429	496,319
歳出合計		4,633,200	597,798	812,501	7,902	35,392	181,950	459,792		1,010,871	25,000			890	7,765,296	138,670,490	146,435,786

4 令和4年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
3 民生費	4 児童福祉費	1 こども政策費	民間放課後児童クラブ補助金	170,816	1,293	172,109
		3 保育費	保育施設等光熱費高騰対応支援補助金	0	52,545	52,545
			保育施設等給食材料価格高騰対応支援補助金	0	28,247	28,247
4 衛生費	1 保健衛生費	4 保健所健康づくり費	若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	0	2,106	2,106
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	労働団体補助金	569	△569	0
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	肥料高騰対策事業費補助金	0	24,800	24,800
		3 農業振興費	狩猟技術向上等支援事業費補助金	0	370	370
			果樹ひょう害対策緊急支援事業費補助金	0	1,140	1,140
		4 農地費	水利施設等整備事業費負担金	13,132	834	13,966
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	商店街等にぎわい回復・DX推進事業費補助金	0	1,100	1,100
			運輸業等緊急支援給付金	0	63,350	63,350
			業種別物価高騰対策支援補助金	0	15,000	15,000
		3 産業創出費	製造業省資源化・高効率化支援補助金	0	40,000	40,000
8 土木費	4 都市計画費	8 公共交通対策費	公共交通緊急支援給付金	0	22,000	22,000

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
10 教育費	2 小中学校費	2 学校管理費	学校給食費補助金	568,840	194,635	763,475
	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金	6,500	2,000	8,500

郡山市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市部設置条例の一部を改正する条例

郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>建設部</u></p> <p><u>都市構想部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政策開発部 ア～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市民部 ア～エ (略)</p> <p>オ <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び個人番号に関すること。</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 産業観光部 ア・イ (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>建設交通部</u></p> <p><u>都市整備部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政策開発部 ア～エ (略)</p> <p>オ <u>雇用及び労政に関すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市民部 ア～エ (略)</p> <p>オ <u>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 産業観光部 ア・イ (略)</p>

<p>ウ <u>雇用及び労政に関すること。</u> <u>エ・オ</u> (略) (12) <u>建設部</u> ア (略)</p> <p>イ (略) (13) <u>都市構想部</u> ア・イ (略) <u>ウ 交通対策に関すること。</u> <u>エ・オ</u> (略)</p>	<p>ウ・エ (略) (12) <u>建設交通部</u> ア (略) <u>イ 交通対策に関すること。</u> ウ (略) (13) <u>都市整備部</u> ア・イ (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。ただし、附則第7項中第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(郡山市都市計画審議会条例の一部改正)

2 郡山市都市計画審議会条例（昭和44年郡山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市構想部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部都市政策課</u> において処理する。

(郡山市建築審査会条例の一部改正)

3 郡山市建築審査会条例（昭和47年郡山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審査会の庶務は、 <u>都市構想部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審査会の庶務は、 <u>都市整備部開発建築指導課</u> で処理する。

(郡山市水防協議会条例の一部改正)

4 郡山市水防協議会条例（昭和59年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部において処理する。

(郡山市開発審査会条例の一部改正)

5 郡山市開発審査会条例（平成11年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>都市構想部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>都市整備部開発建築指導課</u> において処理する。

(郡山市空家等対策審議会条例の一部改正)

6 郡山市空家等対策審議会条例（平成28年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>建設部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>建設交通部住宅政策課</u> において処理する。

(郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部改正)

7 郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (庶務) 第9条 審査会の庶務は、 <u>産業観光部</u> において処理する。	(設置) 第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (庶務) 第9条 審査会の庶務は、 <u>政策開発部</u> において処理する。

(提 案 要 旨)

行政組織の改編に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(<u>当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間</u></p>

合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。

）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業を

勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合

イ （略）

したことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

附 則

(施行期日)

について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の取得要件の緩和に伴う所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与支払の特例)</p> <p>第31条 市長は、次の各号に掲げるものについては、毎月、給料その他の給与を支給する際、その相当額を給与から控除して職員に代わって、それぞれの団体に払い込むことができる。</p> <p>(1) <u>郡山市職員互助会に納付すべき会費その他の徴収金</u></p> <p>(2) <u>法第53条の規定により登録を受けた団体に納付すべき団体費その他の徴収金</u></p> <p>(3) <u>福島県市町村職員共済組合に納付すべき積立金その他の徴収金</u></p> <p>(4) <u>一般財団法人福島県市町村職員福祉互助会に納付すべき掛金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、団体に納付すべき掛金等であって市長が適当と認めるもの</u></p>	<p>(給与支払の特例)</p> <p>第31条 市長は、次の各号に掲げるものについては、毎月、給料その他の給与を支給する際、その相当額を給与から控除して職員に代って、それぞれの団体に払い込むことができる。</p> <p>(1) <u>郡山市職員互助会の会員の会費、団体保険料その他の支払金</u></p> <p>(2) <u>郡山市職員納税貯蓄組合の納税準備預金</u></p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

地方公務員等共済組合法の一部改正により、新たに組合に加入する非常勤職員が加えられたことに伴う所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
154	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)			154	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)		
155	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査				155	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査			
(略)					(略)				
168	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の	(略)			168	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の	(略)		

	用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				
169	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				
(略)					
174	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第4項までの規定に基づく新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の	新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号の1戸建ての住宅を	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第5項の確認書、住宅性能評価書その他構造及び設備	13,000円

	用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				
169	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				
(略)					
174	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第4項までの規定に基づく新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の	新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号の1戸建ての住宅を	長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準（同項第3号に掲げるものを除く。）に適合していることについて、住宅の品質確保の促進等に関	8,000円

<p>認定の申請に対する審査</p>	<p>いう。次号から第177号までにおいて同じ。)</p>	<p>が長期使用構造等である旨が記載された書類で、市長が必要と認めたもの(以下「確認書等」という。)が提出されたもの 1件</p>	<p>住宅品確法第 (略)</p>	<p>認定の申請に対する審査</p>	<p>いう。次号から第177号までにおいて同じ。)</p>	<p>する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品確法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関による審査を受け、当該登録住宅性能評価機関が当該基準に適合しているとして発行する適合証(以下「適合証」という。)が提出されたもの 1件</p>	<p>13,000円</p> <p>住宅品確法第 (略)</p>
		<p>住宅品確法第 (略)</p>				<p>住宅品確法第 (略)</p>	

	5条第1項の登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書(上欄に掲げる住宅性能評価書を除く。以下「評価書」という。)が提出されたもの 1件			5条第1項の登録住宅性能評価機関が発行する設計住宅性能評価書(以下「評価書」という。)が提出されたもの 1件		
	上2欄以外のもの 1件			上3欄以外のもの 1件		
共同住宅等(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号の共同住宅等をいう。以下同じ。)で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	(確認書等が提出されたもの 1件	23,000円	を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	(適合証が提出されたもの 1件	14,000円	を当該建築物について同時に行う住戸の合計数(以下この号及び次号において「認定申請数」という。)で除して得

								た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
							確認書等が提出されたもの 1件	23,000円を認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
			(略)				(略)	(略)	
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)	
		共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が6戸以上10戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	36,000円を認定申請数で除して得た額（その額に100円未			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が6戸以上10戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	23,000円を認定申請数で除して得た額（その額に100円未

			満の端数 があるとき は、これを 切り捨て た額)
			確認書等が提出されたもの 1件
			36,000円 を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨て た額)
	(略)		(略)
	上2欄以外の もの 1件	(略)	(略)
共同住宅等 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が11 戸以上30戸以 下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	58,000円 を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨て た額)	
			満の端数 があるとき は、これを 切り捨て た額)
			確認書等が提出されたもの 1件
			31,000円 を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨て た額)
	(略)		(略)
	上3欄以外の もの 1件	(略)	(略)
共同住宅等 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が11 戸以上30戸以 下のもの	適合証が提出されたもの 1件	31,000円 を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨て た額)	

		きは、これを切り捨てた額)
	(略)	
	上2欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が31戸以上50戸以下のもの	確認書等が出されたもの 1件	92,000円を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨

		きは、これを切り捨てた額)
	確認書等が出されたもの 1件	58,000円を認定申請数で除して得た数(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	(略)	
	上3欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が31戸以上50戸以下のもの	適合証が出されたもの 1件	57,000円を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨

			てた額)				てた額)	
			(略)				(略)	
			上2欄以外の もの 1件	(略)			上3欄以外の もの 1件	
共同住宅等 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が51 戸以上100戸 以下のもの	確認書等が提 出されたもの 1件	139,000円	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)		共同住宅等 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が51 戸以上100戸 以下のもの	適合証が提出 されたもの 1件	96,000円	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)
						確認書等が提	139,000円	

				出されたもの 1件	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 がある ときは、これ を切り捨 てた額)
	(略)			(略)	
	上2欄以外の もの 1件	(略)		上3欄以外の もの 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 101戸以上200 戸以下のもの	確認書等が提 出されたもの 1件	235,000円	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 がある ときは、これ を切り捨 てた額)	共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 101戸以上200 戸以下のもの	適合証が提出 されたもの 1件
					156,000円
					を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 がある ときは、これ を切り捨 てた額)
				確認書等が提 出されたもの 1件	235,000円
					を認定申 請数で除

									して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	(略)					(略)			
	上2欄以外のもの 1件	(略)				上3欄以外のもの 1件	(略)		
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が201戸以上300戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	297,000円	を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が201戸以上300戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	192,000円	を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
							確認書等が提出されたもの 1件	297,000円	を認定申請数で除して得た額(その額

				(略)					があるときは、これを切り捨てた額)		
				上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)		
175	長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づく既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画又は同条第6項及び第7項の規定に基づく既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅	確認書等が出されたもの 1件	19,000円	175	長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づく既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸建ての住宅	適合証が提出されたもの 1件	11,000円
				上欄以外のもの 1件	(略)					確認書等が出されたもの 1件	19,000円
			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	確認書等が出されたもの 1件	33,000円				共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	19,000円
					を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)						を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
										確認書等が出されたもの	33,000円

								出されたもの 1件	を認定申請数で除して得た額(その額 に100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額)	
								上2欄以外の もの 1件	(略)	
								共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が6 戸以上10戸以 下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	53,000円 を認定申請数で除して得た額(その額 に100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額)
								共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が6 戸以上10戸以 下のもの	適合証が提出されたもの 1件	33,000円 を認定申請数で除して得た額(その額 に100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額)
									確認書等が提出されたもの 1件	53,000円 を認定申請数で除して得た

								額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
			上欄以外のもの 1件	(略)			上2欄以外のもの 1件	(略)
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が11戸以上30戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	86,000円	を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)		共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が11戸以上30戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	46,000円
								額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
							確認書等が提出されたもの 1件	86,000円
								を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数

			上欄以外のも の 1件	(略)	
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が31 戸以上50戸以 下のもの	確認書等が提 出されたもの 1件	137,000円	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)		

					があるとき は、これを切 り捨てた額)
			上2欄以外のも の 1件	(略)	
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が31 戸以上50戸以 下のもの	適合証が提出 されたもの 1件	83,000円	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)		
	確認書等が提 出されたもの 1件	137,000円	を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)		

	上欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が51戸以上100戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	208,000円を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	上欄以外のもの 1件	(略)

	上2欄以外のもの 1件	てた額)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が51戸以上100戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	142,000円を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	確認書等が提出されたもの 1件	208,000円を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	上2欄以外のもの 1件	(略)

共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が101戸以上 200戸以下のもの	確認書等が提出 されたもの 1件	352,000円 を認定申請数で除 して得た額（その額 に100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額）
	上欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が101戸以上 200戸以下のもの	確認書等が提出 されたもの 1件	445,000円 を認定申請数で除

共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が101戸以上 200戸以下のもの	適合証が提出 されたもの 1件	232,000円 を認定申請数で除 して得た額（その額 に100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額）
	確認書等が提出 されたもの 1件	352,000円 を認定申請数で除 して得た額（その額 に100円未満の端数 があるときは、これ を切り捨てた額）
	上2欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が101戸以上 200戸以下のもの	適合証が提出 されたもの 1件	285,000円 を認定申請数で除

戸の戸数が 201戸以上300 戸以下のもの		して得た 額（その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額）
	上欄以外のもの の 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 301戸以上の もの	確認書等が提 出されたもの 1件	505,000円 を認定申 請数で除 して得た 額（その額 に100円未

戸の戸数が 201戸以上300 戸以下のもの		して得た 額（その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額）
	確認書等が提 出されたもの 1件	445,000円 を認定申 請数で除 して得た 額（その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額）
	上 2 欄以外のもの の 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 301戸以上の もの	適合証が提出 されたもの 1件	304,000円 を認定申 請数で除 して得た 額（その額 に100円未

					満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)					満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)
									確認書等が提 出されたもの 1件	505,000円 を認定申 請数で除 して得た 額(その額 に100円未 満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)
				上欄以外のもの 1件	(略)				上2欄以外の もの1件	(略)
176	長期優良住宅普及 促進法第6条第1 項の認定を受けた 長期優良住宅建築 等計画(以下「認 定長期優良住宅建 築等計画」という 。)の長期優良住 宅普及促進法第8	新築住宅に 係る認定長 期優良住宅 建築等計画 の変更認定 申請手数料	1戸建ての住	確認書等が提 出されたもの 1件	7,000円				適合証が提出 されたもの 1件	4,000円
				(略)					確認書等が提 出されたもの 1件	7,000円
				上2欄以外の もの1件	(略)				上3欄以外の もの1件	(略)
176	長期優良住宅普及 促進法第6条第1 項の認定を受けた 長期優良住宅建築 等計画(以下「認 定長期優良住宅建 築等計画」という 。)の長期優良住 宅普及促進法第8	新築住宅に 係る認定長 期優良住宅 建築等計画 の変更認定 申請手数料	1戸建ての住	確認書等が提 出されたもの 1件	7,000円				適合証が提出 されたもの 1件	4,000円
				(略)					確認書等が提 出されたもの 1件	7,000円
				上2欄以外の もの1件	(略)				上3欄以外の もの1件	(略)

条第1項の規定に基づく新築住宅に係る変更の認定の申請に対する審査	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	12,000円を当該建築物について同時に変更認定申請を行う住戸の合計数（以下この号及び次号において「変更認定申請数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	条第1項の規定に基づく新築住宅に係る変更の認定の申請に対する審査	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	7,000円を当該建築物について同時に変更認定申請を行う住戸の合計数（以下この号及び次号において「変更認定申請数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
						確認書等が提出されたもの 1件	12,000円を変更認定申請数で除して

									得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
			(略)				(略)			
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)		
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が6戸以上10戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	18,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が6戸以上10戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	12,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
								確認書等が提出されたもの 1件	18,000円	を変更認定申請数で除して

									得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
			(略)				(略)		
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)	
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が11戸以上30戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	29,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が11戸以上30戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	16,000円
									を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
								確認書等が提出されたもの 1件	29,000円
									を変更認定申請数で除して

									得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
			(略)				(略)		
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)	
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が31戸以上50戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	46,000円	を	変更認定申請数		共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が31戸以上50戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	29,000円
				で	除して				得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
								確認書等が提出されたもの 1件	46,000円
									を
									変更認定申請数
									で
									除して

									得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
			(略)				(略)			
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)		
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が51戸以上100戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	70,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が51戸以上100戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	48,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
								確認書等が提出されたもの 1件	70,000円	を変更認定申請数で除して

								得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
			(略)				(略)	
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が101戸以上200戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	118,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）		共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が101戸以上200戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	78,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
						確認書等が提出されたもの 1件	118,000円	を変更認定申請数で除して

								得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		(略)					(略)	
		上2欄以外のもの 1件	(略)				上3欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が201戸以上300戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	149,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が201戸以上300戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	96,000円
								を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
							確認書等が提出されたもの 1件	149,000円
								を変更認定申請数で除して

									得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
			(略)				(略)			
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)		
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が301戸以上のもの	確認書等が提出されたもの 1件	169,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が301戸以上のもの	適合証が提出されたもの 1件	102,000円	を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
								確認書等が提出されたもの 1件	169,000円	を変更認定申請数で除して

									得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）		
			(略)				(略)		(略)		
			上2欄以外のもの 1件	(略)			上3欄以外のもの 1件	(略)	(略)		
177	認定長期優良住宅建築等計画の長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく既存住宅の増築又は改築に係る変更の認定の申請又は長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅維持保全計画(以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。)に係る変更の認定	既存住宅に係る認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	1戸建ての住宅	確認書等が出されたもの 1件	10,000円	177	認定長期優良住宅建築等計画の長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく既存住宅の増築又は改築に係る変更の認定の申請に対する審査	既存住宅に係る認定長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	1戸建ての住宅	適合証が出されたもの 1件	6,000円
			上欄以外のも の 1件	(略)					共同住宅等	適合証が出されたもの 1件	10,000円
			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	確認書等が出されたもの 1件	17,000円				共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が5戸以下のもの	適合証が出されたもの 1件	10,000円
					を 変更 認 定 申 請 数 で 除 して 得 た 額 (そ の 額 に 100 円 未 満 の 端 数 が あ						を 変更 認 定 申 請 数 で 除 して 得 た 額 (そ の 額 に 100 円 未 満 の 端 数 が あ

の申請に対する審査			るときは、これを切り捨てた額)				るときは、これを切り捨てた額)
		上欄以外のもの 1件	(略)			確認書等が提出されたもの 1件	17,000円を変更認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が6戸以上10戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	27,000円を変更認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、			共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が6戸以上10戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件

		これを切り捨てた額)
	確認書等が出されたもの 1件	27,000円 を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り捨てた 額)
	上欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が11戸以上 30戸以下のもの	確認書等が出されたもの 1件	43,000円 を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り
		これを切り捨てた額)
	適合証が出されたもの 1件	23,000円 を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り
	上2欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が11戸以上 30戸以下のもの	適合証が出されたもの 1件	23,000円 を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り
		これを切り捨てた額)

		り捨てた額)
	上欄以外のも の 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が31 戸以上50戸以 下のもの	確認書等が提 出されたもの 1件	69,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額(そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた

		り捨てた額)
	確認書等が提 出されたもの 1件	43,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額(そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額)
	上 2 欄以外のも の 1件	(略)
共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が31 戸以上50戸以 下のもの	適合証が提出 されたもの 1件	42,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額(そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた

		額)			額)		
					確認書等が出されたもの 1件	69,000円 を変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り捨てた 額)	
		上欄以外のもの 1件	(略)		上2欄以外のもの 1件	(略)	
	共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が51戸以上 100戸以下のもの	確認書等が出されたもの 1件	104,000円 を変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り捨てた 額)		共同住宅等で 当該申請に係る 建築物の住戸の 戸数が51戸以上 100戸以下のもの	適合証が出されたもの 1件	71,000円 を変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数があるときは、 これを切り捨てた 額)

	上欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が101戸以上200戸以下のもの	確認書等が提出されたもの 1件	176,000円を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数がある ときは、 これを切り 捨てた額)

	確認書等が提出されたもの 1件	104,000円を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数がある ときは、 これを切り 捨てた額)
	上2欄以外のもの 1件	(略)
共同住宅等で当該申請に係る建築物の住戸の戸数が101戸以上200戸以下のもの	適合証が提出されたもの 1件	116,000円を 変更認定申請数 で除して 得た額(その額 に100円未満の 端数がある ときは、 これを切り 捨てた額)
	確認書等が提出されたもの 1件	176,000円

										出されたもの 1件	を変更認 定申請数 で除して 得た額(そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額)	
										上欄以外のもの 1件	(略)	
										共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 201戸以上300 戸以下のもの	確認書等が提 出されたもの 1件	223,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額(そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額)
										共同住宅等で 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 201戸以上300 戸以下のもの	適合証が提出 されたもの 1件	143,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額(そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額)
											確認書等が提 出されたもの	223,000円 を変更認

							1件	定申請数 で除して 得た額（そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額）
			上欄以外のもの の 1件	(略)			上 2 欄以外の もの 1件	(略)
	共同住宅等 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 301戸以上の もの	確認書等が提 出されたもの 1件	253,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額（そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額）			共同住宅等 当該申請に係 る建築物の住 戸の戸数が 301戸以上の もの	適合証が提出 されたもの 1件	152,000円 を変更認 定申請数 で除して 得た額（そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額）
							確認書等が提 出されたもの 1件	253,000円 を変更認 定申請数

									で除して 得た額（そ の額に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切 り捨てた 額）
				上欄以外のもの 1件	(略)			上2欄以外のもの 1件	(略)
178	長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定又は同条第3項の規定に基づく管理者等を選任した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人が決定又は管理 者等を選任 した場合に おける認定 長期優良住 宅建築等計 画の変更認 定申請手 数の申請 に対する 審査	(略)			178	長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等長期優良住宅建築計画の変更の認定申請に対する審査	譲受人が決定した場合における認定長期優良住宅建築等長期優良住宅建築計画の変更の認定申請手数の申請に対する審査	(略)
(略)				(略)					
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第174号から第177号までの改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

建築基準法の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う建築行為を伴わない建築物の認定申請の手数料を新たに定め、併せて規定を整備する。

郡山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市保育所条例の一部を改正する条例

郡山市保育所条例（昭和40年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
(略)			(略)		
	郡山市桃見台保育所	郡山市桃見台10番2号	60名		
(略)			(略)		
	郡山市御代田保育所	郡山市田村町御代田字若葉町29番地	60名		
	郡山市針生保育所	郡山市大槻町字針生前田26番地の2	60名		
	郡山市鶴見坦保育所	郡山市鶴見坦二丁目4番19号	60名		
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和12年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

郡山市桃見台保育所ほか、3保育所を廃止する。

郡山市麓山地区駐車場条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市麓山地区駐車場条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定に基づき、麓山地区及びその周辺地域における公共施設利用者の利便に資するとともに道路交通の円滑化を図るため、路外駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市麓山地区立体駐車場	郡山市麓山一丁目167番1

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入場させることができる時間(以下「入場時間」という。)は、次のとおりとする。

(1) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入場時間 午前7時30分から午後11時まで

2 市長は、駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、前項の供用時間又は入場時間を変更することができる。

(駐車場に駐車できる自動車)

第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、規則で定める大きさを超えないものとする。

(駐車料金)

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める駐車料金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が駐車場を利用するときの駐車料金は、無料とする。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち次に掲げるもの及び当該次に掲げるものの介護のため現に同伴する者のうち規則で定めるもの(その者が2人以上いるときは、1人に限る。)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 次に掲げる者のうち、規則で定める施設を使用するもの

ア 市（市の機関を含む。以下同じ。）が主催して行う事業等又は市と他の団体が共催して行う公益的事業を当該施設において行うに際し、当該事業等に従事する者

イ アで定める事業等を当該施設において行うに際し、市又は他の団体の求めに応じて当該事業等に出席し、又は参加する者

ウ 当該施設に関する他の条例の規定により当該施設の使用料を無料とされた者又は当該施設の使用料の免除を受けた者

3 市長は、災害その他特別の理由により駐車場を利用させたときは、当該利用に係る時間等を考慮し、駐車料金を無料とすることができる。

（駐車料金の徴収時期）

第6条 駐車料金は、駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。

（駐車料金の免除）

第7条 市長は、規則で定める自動車を駐車場に駐車させる場合においては、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

（駐車料金の不返還）

第8条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（入場の拒否）

第9条 市長は、自動車が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該自動車の駐車場への入場を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設その他の物件を汚損し、又は破損するおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（禁止行為）

第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。

(3) 火気を使用すること。

(4) みだりに騒音を発すること。

(5) 物品の販売等の営業行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（出場命令）

第11条 市長は、利用者が自動車を入場させた後において当該自動車が第9条各号のいずれかに該当していると認めたとき又は利用者が前条の規定に違反し

たときは、当該利用者に対し、駐車させている自動車を駐車場から出場させるよう命ずることができる。

(駐車時間の制限)

第12条 利用者は、市長が特に必要があると認めた場合のほか、同一の自動車を引き続き3日（1日に満たない時間があるときは、これを1日とする。）を超えて駐車させてはならない。

(引取りの請求)

第13条 市長は、利用者が、入場した日から起算して3日を超えて自動車を駐車している場合にあつては、当該利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、相当な期限を定めて当該自動車を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は市長の過失なくして利用者を確知することができないときは、市長は、自動車の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、相当な期限を定めて当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、市長が所有者等に当該自動車を引き渡したときは、利用者は、当該自動車の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、市長に対して当該自動車の引渡しの要求その他の異議の申立てをすることができない。

(自動車の調査)

第14条 前条の場合において、市長は、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、自動車（車内を含む。）を調査することができる。

(自動車の移動)

第15条 第13条の場合において、市長は、駐車場の管理に支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場に掲示して、自動車を他の場所に移動することができる。

(自動車の処分)

第16条 市長は、第13条の規定により請求したにもかかわらず、利用者及び所有者等が自動車を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができない場合又は市長の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であつて、利用者及び所有者等に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、相当な期限を定めて自動車の引取りの催告をしたにもかかわらず、当該期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から起算して3月を経過した後に、相当な期間を設けて処分する日時等を設定し、その旨を利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 前項に規定する場合において、自動車の時価が駐車料金並びに自動車の保管、移動及び処分のために要する費用（以下「駐車料金等」という。）に満たないことが明らかである場合は、相当な期間を設けて処分する日時等を設定し、その旨を利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して直ちに自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

3 市長は、前2項の規定により処分をするときは、公正な第三者を立ち合わせて行うものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により処分をした場合は、遅滞なくその旨を利用者及び所有者等に対し通知し、又は駐車場において掲示する。

5 市長は、第1項又は第2項の規定により処分をした場合で、売却により代金が生じるときは、当該代金を駐車料金等に充当するものとする。この場合において、駐車料金等に不足があるときは利用者又は所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者又は所有者等に返還するものとする。

(損害賠償等)

第17条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場の施設及びその他の物件を損傷し、又は滅失させた場合は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 駐車場において、利用者が生じた災害その他不可抗力による損害又は自動車相互の接触、盗難等による損害については、市は賠償の責めを負わない。

(供用の休止)

第18条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場の全部の供用を休止するときは、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 偽りその他不正な手段により第5条の駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

駐車料金の単位	金額
入場後最初の2時間まで	無料
入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円（1日当たり1,000円を限度とする。）

(提 案 要 旨)

郡山市麓山地区立体駐車場を設置する。

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例

郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>郡山総合体育館及び郡山総合運動場の駐車場の開場期間は通年とし、開場時間は終日とする。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車の入場は、午前5時から午後10時までの間に限るものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表第1 <u>（駐車場使用料を除く。）</u> から別表第4 <u>（駐車場使用料を除く。）</u> まで及び別表第5から別表第7までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、逢瀬体育館、西部庭球場、丸守少年運動広場、多田野運動広場、白岩運動広場、スポーツ広場（夜間照明設備を除く。）及びふるさとの森スポーツパーク（体育館を除く。）の使用料並びに開成山陸上競技場補助競技場の個人使用料は、無料とする。</p> <p>2 <u>郡山総合体育館及び郡山総合運動場の駐車場の駐車場使用料の納付の方法は、市長が別に定める。</u></p> <p>(管理の代行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表第1から別表第7までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、逢瀬体育館、西部庭球場、丸守少年運動広場、多田野運動広場、白岩運動広場、スポーツ広場（夜間照明設備を除く。）及びふるさとの森スポーツパーク（体育館を除く。）の使用料並びに開成山陸上競技場補助競技場の個人使用料は、無料とする。</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(利用料金)

第23条 (略)

2 (略)

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第1の6及び別表第4の4に規定する使用料の額と同額とする。

4・5 (略)

別表第1 (第8条関係)

総合体育館の使用料

1～5 (略)

6 駐車場使用料

車種	単位	使用料
大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車のうち規則で定める大きさを超えるもの	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	300円(1日当たり3,000円を限度とする。)
準中型自動車のうち規則で定める大きさ以下のもの並びに普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円(1日当たり1,000円を限度とする。)

別表第4 (第8条関係)

総合運動場等(開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。)の使用料

(利用料金)

第23条 (略)

2 (略)

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4・5 (略)

別表第1 (第8条関係)

総合体育館の使用料

1～5 (略)

別表第4 (第8条関係)

総合運動場等(開成山野球場及び磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場を除く。)の使用料

1～3 (略)

4 駐車場使用料

車種	単位	使用料
大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車のうち規則で定める大きさを超えるもの	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	300円(1日当たり3,000円を限度とする。)
準中型自動車のうち規則で定める大きさ以下のもの並びに普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円(1日当たり1,000円を限度とする。)

1～3 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

開成山地区体育施設駐車場を有料化することに伴い、所要の改正を行う。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

記

専決第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

（提案要旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

市道上において、普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和4年8月1日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年4月9日午後7時頃、郡山市大槻町字中ノ平99番2地先の市道上において、須賀川市今泉字上鶴11番地有限会社ホリエ自動車所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、有限会社ホリエ自動車代表取締役梶中勉に対し、金351,659円を支払う。
- (2) 有限会社ホリエ自動車代表取締役梶中勉は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金351,659円

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月6日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第20号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第24号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第25号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年7月6日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年5月5日午前11時頃、郡山市立田村公民館駐車場において、本市職員が草刈り作業中に、草刈り機が跳ね上げた石が、本宮市本宮字反町32番地小松薫所有の軽乗用車に当たり、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、小松薫に対し、金24,420円を支払う。
- (2) 小松薫は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金24,420円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年7月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年5月4日午前9時35分頃、郡山市安積町南長久保二丁目181番地先の市道上において、神奈川県横浜市緑区白山四丁目29番19号森舟哲所有の普通乗用車が駐車場へ乗り入れる際、道路側溝用のコンクリート製の蓋が破損したことにより道路側溝に車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、森舟哲に対し、金95,846円を支払う。
- (2) 森舟哲は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金95,846円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年7月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年6月1日午前9時頃、郡山市田村町上行合字西川原33番3地内において、郡山市田村町上行合字西川原33番3株式会社ARTKRAFT所有の軽乗用車が、市道のくぼみから跳ねた雨水及びアスファルト片の付着により汚損したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社ARTKRAFT代表取締役大内康夫に対し、金44,000円を支払う。
- (2) 株式会社ARTKRAFT代表取締役大内康夫は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金44,000円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年7月28日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年3月2日午後2時30分頃、郡山市小原田二丁目498番3地内の市道上において、郡山市安積町日出山二丁目122番地2株式会社ハウセイ所有の普通乗用車に、突風にあおられたことにより、当市自動車のドアを接触させ、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社ハウセイ代表取締役渡邊勝登に対し、金75,674円を支払う。
- (2) 株式会社ハウセイ代表取締役渡邊勝登は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金75,674円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年8月1日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年6月14日午前10時頃、郡山市大槻町字葉山下105番2地内の市道上において、郡山市富田町字大堰74番地有限会社鷺中沢工業所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、有限会社鷺中沢工業代表取締役金山誠に対し、金215,050円を支払う。
- (2) 有限会社鷺中沢工業代表取締役金山誠は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金215,050円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年8月12日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年5月18日午後3時11分頃、郡山市豊田町125番地先において、当市自動車が、信号機の表示する信号の確認を怠り、郡山市大槻町字太田36番地佐藤礼子所有の軽乗用車に衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた車両損害を賠償するため、佐藤礼子に対し、金 300,000 円を支払う。
- (2) 郡山市は、この事故によって生じた車両損害以外の損害を賠償するため、佐藤礼子に対し、金 53,808 円を支払う。
- (3) 佐藤礼子は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金 353,808 円